(ii)「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(iii)「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(iv)「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(v)「WO」とは、第三・三条の規定に従い、締約国において完全に得られ、又は生産されることをいう。

注釈　この附属書において定める品目別規則において「WO」を掲げた産品については、第三・六条の規定を適用する。

(e)　この附属書における記載は、二千十二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f)　第三・六条に規定する特定の割合であって、産品の生産に使用される非原産材料（当該産品に適用される規則を満たしていないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。

(i)　統一システムの第一類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する産品については、当該産品の価額の十パーセント

(ii)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する産品については、当該産品の重量の十パーセント

注釈1　「非原産材料の価額」とは、第三・四条3の規定に従って決定される価額をいう。

注釈2　「当該産品の価額」とは、第三・四条1に規定する当該産品の本船渡しの価額又は同条2に定める価額をいう。

第二編　品目別規則

関税率表番号	品目別規則
第一部	
第一類	CC
第二類	CC（第一類の材料からの変更を除く。）
第三類	CC
第四類	CC
第五類	CC
第二部	
第六類	CC
第七類	CC
第八類	CC
第九類	CC
第一〇類	CC
第一一類	
一一・〇一	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一〇一・〇〇	
一一・〇二	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一・〇三	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一・〇四	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一・〇五	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一一・〇六	
一一〇六・一〇	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇六・二〇	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇六・三〇	CC（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・〇七	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一・〇八	
一一〇八・一一	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一二	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一三	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一四	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇八・一九	CC（第七類又は第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一・〇九	
一一〇九・一〇	CC（第一〇類の材料からの変更を除く。）
一一〇九・〇〇	
第一二類	CC
第一三類	CC
第一四類	CC
第三部	
第一五類	
一五・〇一	CC
一五・〇二	CC
一五〇三・〇〇	CC
一五・〇四	CC
一五・〇五	
一五〇五・〇〇	CC
一五・〇六	
一五〇六・〇〇	CC
一五・〇七	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五・〇八	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五・〇九	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一五・一〇	
一五一〇・〇〇	CC（第七類の材料からの変更を除く。）
一五・一一	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五・一二	
一五一二・一一	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五一二・一九	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五一二・二一	CC
一五一二・二九	CC
一五・一三	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五・一四	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五・一五	
一五一五・一一	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）
一五一五・一九	CC（第一二類の材料からの変更を除く。）